

令和３年第１回笠松町議会定例会会議録（第３号）

令和３年３月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	7 番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
健 康 介 護 課 長	今 枝 貴 子
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第3号）

令和3年3月17日（水曜日） 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第1号議案 | 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認について |
| 日程第2 | 第2号議案 | 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分の承認について |
| 日程第3 | 第3号議案 | 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第8号）の専決処分の承認について |
| 日程第4 | 第6号議案 | 笠松町いじめ防止対策に関する条例について |
| 日程第5 | 第7号議案 | 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 第8号議案 | 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 第9号議案 | 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 第10号議案 | 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 第11号議案 | 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 第12号議案 | 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 第13号議案 | 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 |

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 第14号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13 第15号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第14 第16号議案 笠松町第6次総合計画基本構想について

日程第15 第17号議案 町道の路線認定について

日程第16 第18号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について

日程第17 第19号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第18 第20号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 第21号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

日程第20 第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第21 第23号議案 令和3年度笠松町一般会計予算について

日程第22 第24号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計予算について

日程第23 第25号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第24 第26号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計予算について

日程第25 第27号議案 令和3年度笠松町水道事業会計予算について

日程第26 第28号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第1号議案から日程第26 第28号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第1号議案から日程第26、第28号議案までの26議案を一括して議題といたします。

第1号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

第2号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 新型コロナウイルスワクチンの接種事業のための体制を整えるための国からの補助金だというふうにお聞きしたんですが、そのワクチン接種で、まずお医者さん、医療機関を優先してする、その次に高齢者を行うというお話でしたが、今どのようなところまでなっているのか。65歳以上の方の対応については、資格があつて行く何か券が届いて、それに基づいて行うというふうには聞いているんですけど、もう少し聞きたいのと、それからこのワクチンというのは全て国が保障して全部やるという中身なのか、お聞きしたいです。

それから、もう一つは医療の関係というのはどこまでなのか。笠松町のお医者さん、歯医者さんはじめ、医療をやっていらっしゃるところの全てをまず最初に、そして外に勤めていらっしゃる事務員、看護師さんたちも含めてまず対象となるのか、その点をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、65歳以上の方がまず住民の方では一番優先となります。その方につきましては、今国のほうでワクチンの供給が4月26日には全ての日本の全市町村にまずは1箱は配付されるというふうに聞いております。それ以降につきましては、まだちょっと流動的で、いつ必ず入るかというのは分かりません。ただ、4月26日といっても、26日に入るかどうかというところは分からないので、26日の週にはというふうに聞いております。それに当たりまして、65歳以上の方につきましては、まだいつとは決めておりませんが、接種券というものをまず65歳以上の方に全員お配りをします。あまり早くお配りしても、なくされたりとかしてもいけませんので、接種のスケジュールが決まりましたら、例えば2週間前とか3週間前とかというふうに決めて接種券を郵送でお配りしたいと考えております。

それから、このワクチン接種は全て国がワクチンも準備されて、それからかかる費用につきましても全額国が負担をするものです。

それから、医療従事者につきましては、お医者様だけではなくて、コロナの患者さんというか、そういう方たちに接する機会がある方ですので、お医者さんはもちろん、歯科医師、薬剤師、それから病院に勤めてみえる事務の方、看護師さん、それから医療関係ではなくて、例えば消防署の方であったりとか、あとは刑務所の医療に関わる方であったりとか、あとそういう患者さんに関わる方、私たちも対象にはなるんですけれども、町の保健師も対象にはなるんですけれども、直接的にコロナの感染者の方と接することがございませぬので、今回私たちはこの接種には登録しておりません。ただ、例えば県の職員の方で保健所の方で、コロナの感染者の方と接する機会がある方とか、そういう方ももちろん対象にはなっております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 町内で勤めておる人の医療関係者の接種はどのようになっているか。

○住民福祉部長（服部敦美君） すみません、この医療従事者につきましては、従事しているところの市町村で実施をしますので、例えば笠松町内の医療機関にお勤めしてみえる愛知県にお住まいの方も、笠松町の医療機関というか、笠松町で接種いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 医療機関、それから65歳以上のところでは私も含まれているし、ありがたいなと思うんですが、例えば老人ホームなどは高齢者と共に、そこで働く人たちも一緒にやらなかったら、今感染を防ぐためにいろいろなそれぞれの施設で工夫をされ、なかなか私たちが面接に行くこともできないような状況でいらっしゃるだけに緊張の連続だと思っているんですね。本当は、昨日の一般質問のところでお願いしなきゃいかんだと思うんですが、ぜひその人たちも一緒に行うということと、今、接種券を頂いて、それで行動していくという

ことは分かりましたけれど、それは元気な者であって、会場に行けないということが起こるなどの相談もあつたりすると思うし、はっきり分かりますよね。参加できない、会場には行けないという人も。そして、笠松町は基本的には中央公民館大ホールを中心に行われていくということで、文化協会からも文化フェスタの延長が決まって私のほうにも連絡いただいたりしているんですけど、ほとんど全体としてのほうもそういう形で決まりつつあるのか、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

先ほどは医療従事者ということでお答えをしたんですけれども、高齢者施設の従事者の方につきましては、いろいろ議論もありまして、現在のところ、65歳以上の方で高齢者施設に入所してみえる方が接種するときに、従事者の方も同時に接種することができるというふうになりましたので、そのように町のほうでも進めていきたいと思っております。

それから、会場に行けない方についてなんですけれども、確かにそういう方はいらっしゃると思いますので、町のほうとしてもできれば、例えば医療機関の先生がおうちに訪問されたりとか、それから例えば笠松は中央公民館で実施する予定なんですけれども、中央公民館までは行けないんだけど、近くの医療機関なら行けるという方もいらっしゃるかと思います。町のほうとしても、医師会と相談をしながら、できるだけそういう身近なところでできたりとか、おうちに訪問してできたりとかということができないかというのを、これから医師会と相談をしていきたいと思っております。

ただ、やっぱり今のファイザーのワクチンがどうしても冷凍、マイナス75度以下のとか、1バイアル5人、6人分と言われてはいますが、そういういろいろ規制がありまして、なかなか使い勝手がよろしくないものですから、すぐにそういうことができるかというのはまた難しい問題だと思いますが、今テレビとかでもいろいろ言われていますアストラゼネカとかになりますと、保管方法も簡易になってきますので、そうなったときに個別ができればというふうには思っておりますが、できるだけ皆さんに打っていただけるように町としても医師会といろいろ相談しながら進めていきたいと思っております。

それから、中央公民館1か所という話なんですけれども、今のところまだ本当にこれから始めるまだ未知のというか、慣れていないものですから、まずは公民館で1か所で始めていきたいと思っております。先ほどお話ししたみたいに医師会と相談して、個別接種とかができるのであれば、そういうところも進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） いろいろ制限があつたり、人を動かすことですので簡単ではないと思

うし、また医師会との関係も大事なあれになってくると思いますので、でも4月の終わりということになれば、今月中には大体のめどがつけていかないと、接種券を配った途端から、みんな自分のこととしていろいろと問われるだろうと思いますので、そんなめどでやっていただけますか。まずお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 一刻も早くという気持ちはあるんですが、肝腎のワクチンがまだいつ届くかわかりませんし、先ほど部長が御説明しましたように、先に高齢者施設のほうは1ケース、いわゆる1,000回分、約500名分を、これは確保できる見込みなんです。それから先のことがわかりませんし、それが終わってから一般高齢者、その後、基礎疾患のある方と順番にいくんですが、そこのスケジュールが多分どこの市町村もまだ立っていません。ですので、あまり早く接種券を送って、もちろんコールセンターもあるんですが、コールセンターに例えば電話されても何も説明できないような状況ですので、もう少しそこら辺りをしっかり体制を整えてからやらせていただこうかと思っています。かえって電話しても何も答えられんということになりますと、また皆さん不安が募りますので、そのところはしっかりと医師会とも連携しつつ、我々も責任を持ってやるべき仕事だと思っていますので、どうか御安心ください。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 大体がまだ決まっていないので、先のことは分からんというのはもちろん日本中がというか、世界中がそういう状況ではないかなと思うんですけども、笠松町もそうだろうと思います。

予防費の中の委託料の中に、ネットワーク配線委託料というのが書いていますけど、このネットワークというのは庁舎内LANに接続するという考え方でしょいか。インターネットに接続するという考え方ではないかと思うんですけど、その辺はどうですかということですね。

備品購入費の中に企画費として、パソコン5台分110万円が計上されているんですけど、例えばこれはその前の委託料のほうに情報センター委託料ということで、接種する人は誰かということでピックアップの委託だと思うんですけども、ピックアップされたものを、例えばこのパソコンのハードディスクに入れて管理するのか、どこかのクラウドの中でサーバーの中に入れて管理するのか。例えば中央公民館でやるとすると、パソコンを持って行って、来た人を誰かというふうにチェックするのか、それともインターネットにつないでクラウド上で管理するのか、それによってセキュリティーの取り方というのは随分変わってくると思うんですけども、それと例えばこの電源装置を含め、冷凍装置もそうなんですけれども、取りあえず今回1回目接種して、2回は打たなきゃいけないという話なんですけど、その先のことというのは

多分まだ何も示されていないと思うんですけど、その先というのはどうなるのかというようなことについて、把握しておられればお答えください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、ネットワーク配線の設置の委託料につきましては、こちらのほうは健康カルテといいまして、予防接種の今までの接種歴を管理しているものがあるんですけども、そちらに使うものでありまして、L G W A Nとなっております。それから、予約システムのほうにつきましては、クラウドとなっております。それから、パソコンにつきましては、コールセンターで予約の受付をするものと、あとは会場で次回の予約の変更等を受付するものに使う予定であります。

それから、2回接種以降のことなんですけれども、今現在、健康カルテで町のほうでは予防接種を管理しているんですけども、今国で新たに接種したその日のうちに入力をして、例えばAさんがほかの市町村に転出しても、すぐにそれが分かるようにというようなシステムを開発されまして、それが市町村で実際接種に当たって使っていくというような動きになっております。それが2回目以降、今後どうなるかというのが、その接種そのものが今回打ったその後、来年度以降どうなるかが分かりませんので、システムそのもの、管理についても分からないんですけれども、もし毎年接種していくのであれば、町の健康カルテとしては個人の管理をしていきますので、そのまま管理ができていけるものと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） なかなかはっきりしない中でお答えするのは大変だろうと思うんですけども、ということは誰が打ったかというのを国が管理するクラウド上のサーバーに毎日入力せないかんという考え方でいいんでしょうかね。それは例えば現場ではなくて、持ち帰って庁舎内でL G W A Nにつなぐという考え方なんでしょうか。L G W A Nであれば大きな問題はないと思うんですけども、L G W A Nを通じて国のクラウド上に誰がやったかというのを全国的に統一的に管理するシステムができていう考え方ではよろしいんでしょうか。例えばそれを誰が打ったかというのを紙ベースでやるわけじゃないですよ、きっと。例えば受付で今回買うパソコンで入り口で、例えば誰が来て誰がというのをやられるんですかね。その辺のところというのは、そのデータのやり取りというのはL G W A Nにアップするやつにデータを移して、そこから国のクラウドにアップするんですよ。

例えばさっき言った買ったパソコンを、その場でどうのこうのという、例えば高齢者施設でまとめてやるときも、それを持って行って管理するのかどうかという。個別接種があるときは、それはどうするのかということ。パソコンを持って歩くということが危険なんです。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

先ほど国のほうが今進めているシステムにつきましては、まだ今説明を聞いている段階で、具体的なことについてはまだちょっと、すみません、分かっていないんですけども、一応国のほうから配付されるタブレットを持って、例えばそれが接種会場で接種券のバーコードを読み込んで接種をしたという記録をタブレットの中に入れていきます。それが会場でやるか、持ち帰って例えば役場のほうでやるか、そこもまだちょっと決まっております。

それから、そのタブレットに入れたものを町の健康カルテに移して、その健康カルテで管理をしていきたいというふうに考えてはいるんですけども、そこもまだ今も構築中というか検討中ですので、まだすみません、はっきりしたことが申し上げられませんが、今そういう現状です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 申し訳ないですね、本当に決まっていないことを聞いて。

でも、例えばさっきも言った4月下旬からという話になると、もう2週間ぐらいしたら予約券とか接種券を配付する状況になるわけですね。国のほうがまだはっきりした答えを出していないということは、どんどんどんどん準備がタイトになっていって、本当に最終的な市町村というのはてんやわんやになるんじゃないかなという思いがするんですが、その辺のところは大丈夫ですかと言ったってやらざるを得ないんであれだとは思いますが、穴のないようにひとつよろしく願いますということを言わざるを得ないと思います。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） 未知の世界のコロナワクチンということで、テレビやマスコミではどんどんどんどん先行、先走ってやっているようなふうで、我々も65歳以上で高齢化ですが、接種券を送ったりすると町民の方が役場へどんどん電話をしたり、議員さんどうなっておるとか、いろんな耳に入ってくると思うんですが、取りあえずやっぱりコールセンターとか専属で説明できる電話でも一本化するか窓口とか、そういうことは笠松の庁舎内に前もってつくっていく予定はあるんですか。今、テレビを見ておるとコールセンターでもやっているところはあるように見受けますが、この笠松町においてもコールセンターみたいなものをしっかりと会計年度任用職員を使ってでも進めて開設する予定はあるのか、そこら辺だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

そんなふうで、4月後半になるのか5月になるのか、接種券をもし配付するとやっぱり65

歳以上の人は、今、川島さんが言ったようにパソコンとかインターネットとかそんなの我々には関係ないんですから、とにかく間違いのないように接種するというのが基本ですので、誰が来ようと、誰が接種を断ってくるのかそれも分からんような状態ですので、100%接種していただければ結構ですが、私は接種しないという方も出てくると思いますので、コールセンターを早くつくられるのか、1点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

コールセンターにつきましては、今回のこの専決補正予算の中の人材派遣委託料のところで派遣の方をお願いしてコールセンターを設置しようと思っております。ただ、先ほど町長も言われましたが、コールセンターを設置する時期なんですけれども、早くにコールセンターを設置しましても、お答えする内容がなかなかまだ不明、まだよく分かりませんとかということになってしまってもいけませんので、ある程度のことが決まって、そしてコールセンターにお尋ねいただいておりますので、お答えができるようなふうにしていきたいと思っております。ですので、接種券を配付するときにはコールセンターは設置している状況にしていきたいと思っております。

あと、一応4月の広報にもワクチン接種についての記事を載せておりますが、できるだけホームページとかも使って具体的に町民の方に接種スケジュールが分かる範囲でお示しをしていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

大変未知の世界で、職員の方も大変ですので、コールセンターとか説明できる、今の服部部長の話では接種券を配付したと同時ぐらいにコールセンターを開設するか、また相談窓口をつくるもんなのか、そこら辺は町民によく分かるように何か広報と一緒に、なかなか広報に折り込んでいただいても見る人は見るんですが、ほとんどの人が、我々も広報にいろんな町内会の行事なんかでも挟んでやるんですが、広報を見る人が本当に何%いるのかなと思って、40%おるのか60%おるのか。そこら辺で防災無線等も使って、やはり相談窓口としっかり話をして、それから65歳以上の人がスムーズにできるようにまた要望していきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 1つだけ確認しておきたいと思えます。

65歳以上になりますとやはり持病のある方がおられると思いますが、健康な方はもちろんい

いんですが、どのような持病がある方はワクチンを控えるのか、それとも医者 of 証明書が要るのか。その辺のところをちょっと確認しておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

持病のある、基礎疾患のある方なんですけれども、例えば心臓病であったりとか糖尿病であったりとかという基礎疾患の方が接種される場合ですけれども、予診票のほうにも一応御自分に既往というか基礎疾患がありますかというような項目があるんですね。ですので、診断書を先生から証明書をもらってみえるということではなく、予診票の中のチェックでもってこちらのほうは判断をさせていただきます。そういう基礎疾患がある方とか、どういうものが対象になるかとか、そういうものにつきましては接種券と一緒に御案内の文書の中にいろいろ注意事項とかも記載したものを入れさせていただきますので、そちらをまた御覧いただければと思います。

あと、予診票に、先ほどチェックするところがあるというふうに申し上げましたが、やはり基礎疾患があったりして集団接種するときに心配な方もあると思いますので、今のところ考えているのが、かかりつけの先生に接種していいかどうかというまず御相談をしていただいて、接種していいですよというような先生の証明とまでは言いませんけれども、御相談したということ予診票の欄外にでも記載できないかということ今医師会のほうとも検討しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

大体確認できましたが、私も実は心臓のほうでちょっと医者通いしておるわけですが、書類だけではチェックするだけで心配ですので、やはりお医者さんの証明書か何か、そういうようなものを1回もらってきてやったほうがいいかなと思っておったわけですが、大体確認できましたのでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

第3号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第8号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） ここでもやはり新型コロナの接種のための体制確保の事業ということですが、15人体制でというお話を聞きますが、それから中央公民館だけでも何日間もあるし、何時から何時までというような、例えばまだ65歳以上ですので現役で働いていらっしゃる方も多くいらっしゃるだろうと思うので、時間帯も取り方って大事なような気がするんですが、どのようになさるのか。

それから、コールセンターについて人材派遣委託料ということですが、誰でもいいわけじゃないですよ、このコールセンターで対応していただける方。これはどんな人材を考えていらっしゃるのか。それに多分私たち笠松町の始まる時分には、どこの自治体も大体始まっていくのではないかと思いますので、この人材についてはどんな考え方をしているのかお尋ねいたします。よろしく。

それから、15人体制で、毎日やるか、月曜日から、もちろん土・日も入れなきゃやれないこともあるだろうし、一応これ例えば警備委託料は15回分の2人が書いてありますが、その見通しはどうですか。何とか補正予算の状況でやれるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

ワクチン接種の対策チームなんですけれども、15人というふうに全員協議会のときにはお話をしましたが、その後1人増えまして、今現在16名となっております。この16名の体制というのが実際に接種会場でワクチン接種に携わるというよりも、接種をするまでの今いろいろ準備など、その体制を整備するに当たって、例えば医師会とのいろいろ相談であったりとか、それから先ほどお話もありましたが、システムのことについてもいろいろ国のほうからそういうタブレットが来てというような話もありますので、そういうシステムについてとか、いろいろワクチン接種に向けて考えていく、検討していく、準備していくというチームになりますので、この16名が接種会場で毎日毎日接種をするというわけではありません。接種するに当たっては、先ほどの人材派遣のお話なんですけれども、コールセンターの事務の方と、あとは会場をお願いする看護師さんであったりとかというのも、この人材派遣のお願いをしています。

それから、接種の時間帯の取り方なんですけれども、やはりこれは接種していただく先生の御都合がありますので、なかなかこの時間だと言っても先生方が診療時間の間のところというふうになりますので、そこは医師会のほうの先生と御相談しながら時間帯とか曜日とかとい

うのも決めていくように考えております。

あと、警備員の方につきましても、今後、警備員が必要になってくるかとは思いますが、その辺も今後検討を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 人材派遣がコールセンターにどういう人材を要求していくのか、慣れた人なのかと。

○住民福祉部長（服部敦美君） すみません、人材派遣のコールセンターの方につきましては、一応事務の方をお願いをしたいと思っております。あくまでも予約をまずしていただくもんですから、その予約の受付をコールセンターでもしていただくので、事務の方をお願いしています。それから、実際に例えばワクチンの専門的な相談とかということになりますと、県とか国とかのコールセンターを御紹介することもあります。一応町にも保健師であるとか、あとは人材派遣ではなく会計年度任用職員とか謝礼を支払い看護師さんとか保健師さんとかをお願いする予定ですので、もしそういう専門的な相談でということになりましたら、お電話で対応していきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） これから始まるときも分からないですけど、どれぐらいの期間がかかるのかも、もちろんワクチンの来方で違ってきますし、私たちがお願いする人数によっても違って来るんですが、中央公民館のホールについてはどんな形で予約になっているのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） ワクチン接種に係る中央公民館大ホール、3階フロア全部なんですけれども、予約につきましては4月の下旬から9月の末まで一応会場は、今教育文化課のほうで押さえてございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

第6号議案 笠松町いじめ防止対策に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 幾つかちょっとまとめてさせていただきたいと思います。

いじめ防止対策に関する条例ということなので、いじめとして例えばこれは基本的に事件になる前に食い止めたいたいという思いで設置される条例だということでもまず間違いないですかという基本的なところが一つと、あと第8条にいじめ問題対策連絡協議会というのを置くということなんですが、これは常設のものなんでしょうか。町が置く再調査委員会というのは、問題が起きたときに設置されるものだと思うんですけども、連絡協議会というのは常にあって、何かそういう予兆があればすぐにそこで検討するという考え方のものでよろしいのでしょうかということ。

それと、第4条に児童はいじめを行ってはならないということがあるんですけど、いじめ防止というのは対象が児童・生徒ということでしょうか。ならば、児童・生徒が児童・生徒にするだけのいじめではないと思うんですね。大人がするいじめというの、差別というのもあると思うんですが、その部分はどのように捉えられているのかということですね。

それと、いじめを認識しながら放置することがないようにということは、例えばインターネットに書き込みがありましたという段階で既に動き始めていただけるのか。例えばここにもインターネットを通じて行われるものを含むと書いてあるんですけど、例えばここに対策連絡協議会の中で、その書き込みのあった書き込みの先に情報開示請求をかけて、IPアドレスと、例えばスマートフォンであれば持ち主を特定していただけるような行動を、既に事件になる前にそういう行動を取っていただけるのかどうかということ。いじめというのは本人がそう捉えるかどうかというのが一番大きい問題だと思うんですけども、そうなったときに今回の一般質問でもありましたけれども、児童・生徒が駆け込むような窓口というのは、児童・生徒が行きやすいような場所に設置されているのでしょうか。先ほど岐阜市と連携協定の中でカードを配ってという話もお聞きしましたけれども、そういうもののほかに安心して話せるようなところというのはあるのでしょうか。その辺のところを少しお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 大きく5点の御質問があったと思いますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、いじめ問題ということに対しまして、割といじめ問題という言葉に我々は対処するといえますか、事件が起きてからそういうふうに思いがちなんですけれども、そうではなくて、やはりこのいじめ問題というのをどう捉えて、未然にどう防いでいけるとか。あるいはもし起こったとしても、いかに早く発見し、早く対応できるか、その辺りを大事にしたものであることをまずお伝えをしておきます。

2点目のいじめ問題対策連絡協議会に関わりましては、これは常設を考えています。基本的には年2回の会議を持ちたいと思っておりますけれども、メンバー構成にいたしましてはこの全協の資料等にございますけれども、この方々と連携をして、当然学校で行っているいじめ対策の学校で行われている教育活動の説明をさせていただいて御理解をいただくとともに、学校外のことをございまして、把握できない部分もあると思いますので、地域の方々に御協力をいただく、あるいは理解、認識をしていただくというような意味合いで2回行うということでございます。

それから、この条例にあります児童等というのは、ここで示しておりますのは児童・生徒ということでございまして、大人がやるというか、それについては例えば教育委員会のほうでこれに伴いまして啓発活動をしていこうと思っておりますけれども、そうしたところで認識を深めていただけたらありがたいなということを考えております。

それから、また何か起きたときのことについては、当然一番大事なことは教師の感性というか、それが一番大事だと。感性というのは子供にきちっとつくということ、子供の表情であるとか、あるいは学校の空気感であるとか、そうしたもので、あれおかしいなと思ったときには子供たちにいろいろ話を聞いていくとか、そこがまず第一だと思いますけれども、SOSの出し方というか、そうしたことも含めまして年間3回心のアンケートというのを行っております。そうしたところでいじめがないかどうかということを確認するとともに、当然二者懇談、教育相談の中でそういったものが起きていないかということを確認しているところでございます。また、申告があればすぐ動き出すと。それが重大事態になってから動き出すのではなくて、何かあったとき、その子にとっては困っていることなので、困っていることをどう解決していくかと、その辺りは大事なことだと思いますので、すぐ動いていきたいというふうに思っています。

窓口は、基本的には福祉関係のところでは子供相談窓口がございますし、できれば、なかなか言いにくい部分はあるのかもしれないけれども、学校の先生が一番話しやすい。もしそうでなければ親御さんを通して、いろんなところでつないでいただく。そうしたところできのう早く、そういうことも含めまして、いじめ問題対策連絡協議会の意味というものもそこにあるのかなというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

基本的にいじめが起こる前に、既にそういう啓発活動も含めて児童・生徒や周りの大人に対しても含めて行っていただけるという考え方でよろしいでしょうか。それと、情報開示請求も含めてそういうものがあれば迅速に対応していただけるという理解でよろしいですかね。そ

の辺のところはまた後で。

実際に前もお話ししましたがけれども、私の中学校2年のときに隣に座っておった女生徒が、3年のときの夏休みに飛び降り自殺をしまして、それも間違いなくいじめだったと僕は今思います。同級生の中に非常に大きな心の傷として今でも残っています。当時のことです。もう50年ぐらい前の話なので、テレビ局もワイドショーも来ませんでしたし、新聞にも載りませんでした。けれども、一人一人の心の中にはとてつもなく大きな傷が残っております。そういうことが今の時代あると、もうしっちゃんめっちゃかになってしまいます。ネットもワイドショーも含め放送局も来ますでしょうし。そうなってからでは多分もう手後れというか、手につけられない状態になってしまいますので、いかに芽を発見するかというのが日常の先生と生徒・児童との信頼関係がいかに厚いかという、保護者と先生との信頼関係がいかに厚いかということにかかってくると思いますので、ぜひともそういったことも含めて教育委員会として指導していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 国でいじめ防止対策推進法というのができたのが、平成25年だということですが、今、町として出されてきたのはなぜなのか、まずお尋ねします。

そして、この中身の中には、いじめが起こった際の、言ってみれば、私は教育の現場で子供がいじめたり、いじめられたり、そしてそれと先生のお話やそういう中で解決をしていくべき問題が、今日も自殺のテレビでニュースをやっていましたし、もちろんこの頃はSNSだと色々な形で親も教師も見えないところで起こることもたくさんあると思います。けれども、一番最初に解決するための努力は教師または親、そして子供同士。なぜいじめたのか、いじめられるのか、それを併せて考えていくことのように思いますが、今度のこの条例を見ましても、児童等はいじめを行ってはならないと言われたっていじめたいことが起こるし、これまでにしなきゃならないのかとも思ったりしまして、とても悲しい思いをして、この条例を見てきているんですが、けれども実際には、すぐ全国に伝わって、いろいろな本来解決すべきところできいないような状況が起こっているように思えてならないんですが、この点での校長先生の見解をお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） お気持ち、非常によく分かります。

まず、この条例を上程させていただくに当たり、国の基本方針を受けて羽島郡二町教育委員会としましては平成26年5月16日に基本方針を策定しております。これを基に学校のほうでも基本方針をつくって、そしていじめの問題に対して対応してきているところでございます。そ

れが国の基本方針の改定がございまして、その中に今回いじめ問題対策連絡協議会であるとか、いじめ問題対策の委員会であるとか、そうしたものを置くことが望ましいということになりました、今までも学校でそれぞれいじめ問題に関しましては未然防止、よりよい学級づくりをしたり、子供同士の認め合いをしながら互いの人格を尊重することであるとか、あるいは先ほど申し上げましたが、アンケート等を行って早期に発見をして、そして何かあったときに対応していけるような、そして何かあったときに、これがいじめになるのかトラブルになるのか、ちょっとそこは分かりませんが、そこはまず事実関係をきちっとして、行為についてはどうなのかということと、そしてその行為に至るまでの思いはどうなのか。当然被害者と加害者があるけれども、被害者の思いは加害者がきちっと分からなきゃいけないし、加害者の思いも何でこういうふうにしてしまったんだということについては、やっぱり理解ではないですけど、そういう気持ちがあったんだというところの認識が必要かなと思っています。

また、加害者については、そういう行為に及んでしまう裏に学校の仲間関係の問題なのか、あるいはもしかしたらもっと違うところにあるのかも分からないので、そうしたところの心の思いを理解してケアをしていく、その部分もいじめの根絶には非常に大事なことなんだろうなというふうに思っております。

話がそれてしまって申し訳ないんですけども、この改定に当たってそういったいじめ問題をより実効的にするためにこういった組織を整備していくことが必要だろうということで、その組織を位置づけるためにはどうしてもそれぞれの町の条例が必要であるということから、この条例のほうを上程させていただいたというのが背景でございます。

それから、先ほど問題解決のことで御意見をいただきましたけれども、まさしくまずはやはり教員と子供の、あるいは保護者との人間関係というのが大事なというふうに思っておりますし、腹を割ってといいますか、本音で私はこんな気持ち、つらかったんだというようなことを吐露できるような、そういった関係づくりというのが大事だと思いますし、問題解決に当たってはお互いのことをまず事実をきちっと認めて、そして互いの気持ちを理解して、そしてそのことを教訓として新たな人間関係づくりといいますか、そういったものに進んでいける。いじめ問題というのは、人権問題を考えることにも私はつながっていると思いますので、そうしたところに結びつくような教育活動にしていく必要があるかなと。そうした意味も込めて、体制を整備するという意味で条例のほうを上程させていただいたというのが背景でございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○６番（田島清美君） ちょっとこれ関連という感じになるんですけど、これが児童と児童のい

じめという条例なんですけど、これっていじめが先生の場合というのは、先生の注意というか、そういった場合で結局学校に今までは勉強はしていたんですけども、今、保健室登校みたいな感じで3年生から、いまだに6年になってもまだ保健室で授業を受けているという事例があるんですけど、そういう先生の場合はどういうところに相談というか、どういった対処をされるのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） この条例上は児童・生徒ということですので、教員の高圧的な指導ということに対して、これは不適切な指導ということになると思います。不適切な指導については、やはり最高責任者である校長、あるいは教頭先生を窓口にして相談をしていただいて指導については改めていく必要があると思いますし、心のケアですね、なかなか学級復帰できないお子さんに対して非常に申し訳ないなという思いが今しておるわけですけども、そのお子さんの学びをまず保障するというのが最大限の責任の取り方だなというふうに思いますし、できる限り学級のほうへ復帰できるような支援をしていくことが大事かなというふうに思っております。教員について、いじめというこの条例上は教員に対しては該当しないという内容でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この対応の仕方がまず問題だと思いますけれども、ちょっと提案したいと思います。

法律には子供にいじめ禁止を命じ、いじめる子供は罰則で取り締まるという仕組みがこの内容に含まれていると私は思います。特に第4条に、児童はいじめを行ってはならないと言われたって、何とも現実に毎回今起きているところだと思います。子供たちも一人一人は分かっているけれどもということなんですけど、なぜ子供たちがいじめという行動に走るのか。そこには日本の子供たちが極度にひどいストレスにさらされている。これは3,000人を超える小・中学生を対象にした専門家の調査で、抑鬱傾向が小・中学校の平均13%、学年とともに増えて、中学3年生では30%以上となってきたということなんです。

このストレスというのは何かといえば、子供たちの用語というか感じとして、何をしても楽しくない、とても悲しい気がする、泣きたいような気がする、生きていても仕方がないと思う、

そのはけ口をいじめに求めてしまっているのではないかということですが、この大本というのは絶えず競争を学校の間で行われている、そのことも大きな原因ではなかろうかと思われるわけですが、もう一面では子供がいじめられてＳＯＳを出しているのに、きちんとした対応がされず、自ら死を選ぶところまで追い詰められる、そんなことが何度も繰り返されている。これは仙台市の小学校の学級担任がいじめ調査の回答を書き換えていたことが発覚し、免職処分になります。この担任の先生は病休者の代理で３か月だけ任用された教師だったそうです。臨時職員なので将来の任用に影響が及ぶと思ったと話しているといえます。教育予算が切り下げられている中で、非正規の教員が増えてきています。そうした問題の中で起こってきている。だから、もっともっと本当はこのような形でいじめ防止ではなく、もっと話し合える、子供同士、担任と、そして職員の集団と、そして学校で、そのことが一番大事になるのではないかと思います。そうしたことが国から押さえられてくるような法律ではなく、自らが、学校そのものが子供たちの命、心を育て守っていく、そういう中身として形成されていく決まり事になることのほうが私は大切だと思いますので、この条例の成立には反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第６号議案は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、１１時２０分まで休憩します。

休憩 午前１１時０４分

再開 午前１１時２０分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は１０名であります。

第７号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○１０番（長野恒美君） 笠松町の福祉医療費の、これはどこまでどういう範囲があるのか。福祉医療という中身を教えてください。

それと併せて、この条例の中身の意味がよう分からんのやけど説明していただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この福祉医療費といいますのは、重度の障害の方、それから乳幼児、児童、生徒、15歳までのお子さん、それから母子家庭、父子家庭の方を対象にした医療費の助成になります。今回のこの改正につきましては、この福祉医療を受けるときに受給者証というものと一緒に健康保険証を提示していただくんですけれども、この3月から健康保険証と、それからマイナンバーカードでも健康保険証の代わりになるようになったものですから、今までは被保険者証に添えてとなっていたものを、マイナンバーカードでもその確認ができるということで、被保険者証であることの確認を受けた上でという表現になっております。簡単に言うとマイナンバーカードでも確認できるということが増えましたので、この改正になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということは、その本人は受給者証の代わりにマイナンバーだけでいいよということになったというふうですか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

受給者証は受給者証で必要になります。被保険者証の代わりにマイナンバーカードでも確認ができるというものです。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 29ページのところで、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機

関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものを新型コロナウイルス感染症というということで、ほかに今、変異コロナの関係が出てきて、いろいろ言われるんですけど、それについてはこのままこの中身として考えていいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今言われている変異型というのは、もともとコロナウイルスに、ちょっと専門的な話になっちゃうんですが、もとは一緒に、少し変わったものなんです。ですから、変異種というのは、例えば全く別のウイルスになってしまうというふうに想定していただければ結構だと思います。ですので、今のもともと新型コロナウイルスという名前があるということとは、中国から発生したと言われる、それがもとですので、変異型、今南アフリカとかイギリスとかいろんな国の名前がついていますが、それは全部、元は一緒だということですので、この名称で差し支えないと思います。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この場合は、基礎控除の額が33万円から43万円に変わったことによるいろいろの訂正だというふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

それから、実は国保の審議会のときに説明の中に国保税の均等割の子供さんについて緩和されるというのか、人数について国と県とで保障するんだったか、少し人数が国保税としては引き下げていただけるような法改正があったと思いますが、それはこの条例とは関係ないんですか。ただ、その変わったところだけは説明してほしいです。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の改正につきましては、今も議員さん言われましたように、平成30年度の税制改正大綱

により個人住民税の基礎控除額が10万円引き上げられたことによりまして、基礎控除が7割・5割・2割軽減において使っています基礎控除が、33万円を43万円に引上げを行うというものでございます。議員さんが言われましたお子さんに関しての軽減につきましては、こちらのほうはお子さんの均等割の部分について、5割の軽減をするというものでございます。こちらにつきましては、令和4年度からということになりますので、今回の改正の中には入っておりません。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例の質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この笠松町指定地域密着型サービスの事業をやっている施設は、笠松にはどこどこに、何という名前であるのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 笠松町内の地域密着型サービスの事業所につきましては、全部で7事業所あります。

まず、1つ目に介護老人福祉施設入所者生活介護、特養ですね、特養として銀の郷。それから、認知症対応型共同生活介護、グループホームなんですけれども、それがグッデイすぎないと昭和館まどか。それから、小規模多機能型居宅介護、こちらのほうがグッデイすぎないと笠松いきいき倶楽部。それから、通所介護としまして、アクティブトレーニングセンターとデイサービスさくらの里。以上、7つとなっております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） これ11号議案から14号議案まで関連というようなことで、今、笠松町では老人の方もどんどんこれから5年、10年はまだまだこれからになってくると思いますが、ほかの市町村と比べて笠松町は本当に恵まれておるようなふうに思うんですが、今現在、待機されている高齢者ですね、そういうのはスムーズに、うちのすぐ裏にもまどかがあるんですが、金額的に15万円とか18万円とか、なかなかそれだけのお金が出せない方はたくさん見えるんですけども、今そういう待機していらっしゃるような、笠松園にしてもスムーズに入所できているものなのか。リバーサイド川島園もそうですが、今現在はどんなような状態で回っているか分かりましたらお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

数字としては、すみません、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんのでお答えできかねますが、今現在、地域密着の施設を言いましたけれども、地域密着ではないほかの施設もあります。実際今施設の入所となりますと、要介護3以上となっておりますので、以前に比べますと待機の方というのは少なくはなっているようです。あと、施設のほうにお聞きしますと、実際登録はされるんですけども、実際に順番が回ってきてお尋ねすると、施設のほうへはまだちょっとというような方がいらっしゃったりということも聞いております。ですので、以前ほどすごく待機が多いかということそうではないというふうに認識しております。あと、どうして

もお困りの方につきましては、ケアマネさんがついていらっしゃると思いますので、そのケアマネさんと相談しながら特例というような形で相談しながら何とかお困りにならないように対応している現状でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 我々もこれから5年、10年になるとどうなるか分かりませんが、なかなか入所するまでがお金の面とかいろんな面で難しい面が出てくると思いますので、町のほうも入れ入れとか言ってもなかなかそんなわけにいきませんし、待遇の問題もありますので、何とか笠松町は恵まれているのかなというふうに思っていますので、いろんな面でまた福祉健康センターのほうでケアマネジャーの方にもしっかりと指導していただいて、高齢者が過ごしやすい笠松町になれるようにまた要望していきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 11号から14号までで、34ページから92ページまでが介護保険の関係だと思いますが、大まかに指定地域密着型でさっき7施設と言われましたね。それから、14号などは笠松町指定の居宅介護支援という、言ってみれば昨日の質問の中にホームヘルパーのような状況のところだと思いますが、ホームヘルパーさんというのはどこの介護施設にもあって、特別に居宅介護のための施設というのが幾つかあって、そこをお願いしていくような形になるのか。もちろん介護認定を受けて、要支援から要介護5まで全部の認定が申し出た場合されるわけですよね、その人について。そして、要介護1・2・3では多くは居宅介護の人のほうが多いだろうと思いますが、認知症で困られている方以外のところは大抵居宅になると思うんですが、ホームヘルパーさんの状況だとか、それから福祉健康センターの中には今介護の施設関係は何も居宅介護などに要するような方とかいらっしゃるのかいらっしゃるのか、そういう点を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の13号議案、14号議案の笠松町指定介護予防支援と、それから笠松町指定居宅介護支援のことにつきましては、これはケアマネジャーさんの事業所のことを言います。13号が予防ですので要支援、それから14号が要介護の方のケアマネジャーさんの事業所ということになります。ですので、ホームヘルパーさんは訪問介護事業所として、また別にありますので、今回の改正とはまた関係はございません。

町内には居宅介護事業所につきましては、7事業所があります。福祉健康センター内につきましては、今現在、社協さんがケアマネジャーの事業所をやっているらしいので、その事業所がセンターの中にはございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今、長池に新しく有料老人ホーム、福祉健康センターの近くにほぼ完成して、4月から受付があるようなお話で聞いていますけれど、あの施設は有料老人ホームとしての施設ですか。町との関係は何もないということになるんですか。その点お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今の長池の福祉健康センターの近くにできておりますのが有料老人ホームです。そちらは県の指定になりますので、町の指定ということではありませんので、今回の改正とかの中には入っておりません。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○6番（田島清美君） ごめんなさい、これ読んでもなかなか理解がしづらいんですけども、結局今回先ほど住民福祉部長さんが説明されたのは、ケアマネジャーのことでとされているんですけど、結局この条例の一部を改正するというふうになった要因というか、どういうことで国から言われてこういうふうになったということをもうちよっと簡単に教えていただけるとありがたいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の改正は、資料の11ページを御覧いただきたいと思います。3年に1回介護保険法の改正がございますが、そちらでこの11ページの資料の上の部分で指定居宅介護サービス等の事業の人員等の一部を改正する省令というのが令和3年1月25日に公布されました。その省令が上の段にあります第2条、第3条、第5条、第6条というものの改正がありましたので、これに基づきまして町のほうで関係する4つのこの議案について、この内容についての改正をさせていただきました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 笠松町第6次総合計画基本構想についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） 頂いた冊子がなかなか読むところまでいかないんですが、町長さんの思いもここに書いてありますけれども、今人口が横ばいぐらいできているんですけど、それとこの最終のほうにパブリックコメントも、数少ない6人か7人の方が貴重な意見を書いてあります。そんなふうで町長さんのこの思いを提案説明でも聞きましたけれども、これから10年、我々はその頃は生きているか生きていないか分からんのですが、大変この笠松町も合併問題で揺れて、笠松競馬の存続で揺れて、今現在このようにやっているんですが、これから税収もどんどん右肩上がりなら結構ですが、そんなふうで町長さんのこの思いですね、いろいろ書いてありますが、いま一度この基本構想に沿って、もしお考えがあればもう一度聞かせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私の中では、これからの笠松町の在り方について大きく2つ町長に就任

して以来掲げさせていただいております。

1つは、笠松町の強みと資産を生かすということであります。笠松町は御承知のように非常に歴史があります。江戸時代から天領として、そして明治時代は最初の県庁所在地ということで、非常に町民の方も誇りを持っていらっしゃる。その流れをくみまして、この周辺の他市町と比べましても郷土愛が非常に強い方が多いし、また文化的な活動をされている方、住民の方がたくさんいます。一例を挙げますと、杉山邸を含めた文化協会の皆さんが御尽力されていますし、例えば文化フェスティバルなんか見ますと本当に玄人並みの作品がたくさん並ぶ。これも非常に町民の文化レベルが高い、これも一つのあかしではないかと思います。また、木曽川の豊かな自然を生かしたリバーサイドタウン計画も進めておりますが、サイクリングロードを使って、ここもみなと公園、そしてあるいは運動公園を含めて、自然と、そして子供たちにとっても大きな遊び場がある、これも一つの強みであります。また、名鉄電車、特急が止まる、名古屋まで二十数分で行ける、岐阜まで5分で行ける、この地の利のよさというのもまたこれも強みでありますし、また病院がたくさんある。これは公立公共病院が再編で非常に頭を抱えている、ほかの自治体に比べると羨ましい限りだと思います。

ただ、そういったこれまでの強み、資産を十分生かし切れなかった。そこが私の中では大きな課題ではないかと思います。これから6次総をかけまして、何とかこの強みと資産を生かして幅広く、まず今住んでいる方には誇りを持ってもらう。そして、どんどんどんどんまちづくりに参加していただく。そのための道筋をつけなきゃいけないというふうには思っています。そして、それが定住促進なり、あるいは観光業の促進、また商工業の発展につながると思いますし、その商工業の発展イコール今回の一般質問でもありましたふるさと納税への参加申込みがたくさん出てくるんじゃないかというふうに期待しております。

そして、そのための一つの方法として、もう一つ柱として掲げておりますのが民間協働であります。これからの行政というのは、やはり笠松町の職員数、正職員で百二十数名ではやることは限られておりますし、またイベントや様々な事業に関しましてもどうしても公務員という狭い枠の中、発想では限界があるということで、先般も笠松町プロモーション協会というものを立ち上げさせていただきましたが、いろんな民間の皆さん、知見や、あるいはネットワークを生かしたまちづくりというのを進めていかなきゃいけないと思います。

こうした中、笠松競馬場や、あるいは名鉄とか、この松波病院もそうなんですが、地域のそういうふう頑張っている事業者や、そういった団体ともしっかりと手を結んで、共に一緒になって笠松町の魅力を上げて、ブランド化を私は将来的にしたいと。笠松町と言えばこれだよと、そういうふうに全国各地の皆さんが思っただけ、それが付加価値をつけることになって、税収を上げることにもつながるんじゃないかと思います。そのためにはよそのまちなねをするのは簡単かもしれませんが、自分たちのオンリーワンを目指す。いろいろ口

で言うのは簡単であります、これからたくさんのハードルがありますし、時には壁にぶち当たるかもしれませんが、ただそういったものを乗り越えるたびに私たちは自信を持って、そして経験を得て、笠松町を愛する気持ちが増え、みんなで力を合わせるまちづくりができるんじゃないかと。そのためにも議会の皆さんには、これからも御指導、御鞭撻をいただきながら一緒に行政とパートナーとして共に手を携えて、二人三脚で頑張っていきたいと思っております、今後とも御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます、何か演説みたいになりましたが、これを答弁とさせていただきますと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

この6次総の答申をいただいたと思いますが、本当に職員の方、やはり30代、40代の方が笠松町で働いてよかったと思うには、まだ10年、15年、しっかりと町政をリーダーシップを持って、町長さんも2期、3期、4期と、5期までやれると思いますので、十分この答申に基づいて、やっぱり株式会社笠松町として、これから60、70歳になっても、高齢になって働けるうちに働いて、今日の新聞にも書いてあったんですが、年金はこれから70歳ぐらいになるんじゃないかなと思います。せっかく6次総の答申をいただいたと思いますので、この笠松町の自然やら歴史をしっかりと見据えていただいて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 歴史のある町、そして名鉄でいえば岐阜にも名古屋にも便利に行ける場所も合わせながら、もう一つ、私は笠松町の安全で安心して住める町だという、山もないわけで、木曽川さえ氾濫を防げれば、あとは本当に穏やかに皆さん暮らせるということで、この安全・安心して暮らせる町というのを大事にしていきたいと思っております、その点どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、長野議員から御指摘がありましたように、笠松町は山もなければ海もないということで、土砂崩れやその辺の心配もない。ただ、川のほうが少し心配であります、その点においては非常に恵まれた点であります。

そして、災害のみならず、これから気をつけていかなきゃいけないのは、やはりふだんの事故とか犯罪の対応も必要だと思います。実は笠松町、高齢者の事故発生率が県下ワーストワンという、非常に不名誉な記録を頂戴しているわけですが、やはり日常的に交通事故とか、

あるいは最近犯罪でいいますと特殊詐欺とか振り込め詐欺のようなものが非常に増えています。やっぱりそういった防犯というものは、日頃からの地域コミュニティが重要ではないかなと思います。消防団の問題、あるいは水防団の人員確保、いろいろありますし、また安心・安全というのはやはり隣同士が顔の見える関係ということ。最近ややもしますと、町内会になかなか加入していただけない方がいらっしゃるというようなところもありますが、やはり自主防災会のそういったしっかりとしたものをつくっていくということも非常に大事だと思います。それには日頃から行政と、そして町内会を通じまして町民の方としっかりとコミュニケーションが取れる、そういった体制、そして我々職員も日頃から窓口業務に当たっては皆さんと寄り添うような、そういった気持ちで、私は行政というのはサービス業だと思っていますので、その中で安全・安心という気持ちが皆さんの中で生まれて、そして笠松町に住んでよかったなど。ここに住むと気持ちが落ち着くよと、不安も少ないよと、そういうふうに言っていただけるような体制づくりというのも、これから目指していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第17号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を許します。
ありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） ページ数で言うていいでしょうか。民生費のところ、116ページですが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費の19節 扶助費で、児童手当が対象者がマイナスで761万5,000円というものですが、これはどのような理由であったのかお尋ねします。

それから、118ページ、第7款 土木費の第2項 道路橋梁費の第2目 道路新設改良費で、パイプライン上部の設計委託料で160メートルが来年度に向かって工事になると思いますが、長池から160メートルというところの辺までになるのか。北及との境の道路の辺でしょうか。その辺をどこなのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

116ページの民生費、児童福祉費、児童措置費の扶助費のところの児童手当費につきまして、こちらは児童手当に関するものでして、対象が実人数で55人減であったということで、この55人に毎月お支払いをするものですから、55人の12か月分というところが少なくなりましたので、その分を減額させていただいております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 土木費の道路橋梁費、道路新設改良費の12節の委託料、パイプラインに関する御質問でございますが、来年度整備予定の箇所は、現在既に整備されていた場所から、旧の給食センターの北側の道路がパイプライン上のところに接する辺りまでを予定しております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） この補正予算というのは、例えばコロナ禍によって減少したり少なくな

ったりということで、そういう精算的なところが結構あると思うんですけども、全体としてコロナ禍による削減になった分、減った分というのは合計でどれぐらいになる見込みでしょうか。最終的には決算にならんと分かんと思いますけど、現時点では全体像としてどれくらいだというふうにつかんでおられますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今回の補正でのコロナ禍での増減、いろいろございますが、その影響額ということは今回ちょっとそれを積算しておりません。申し訳ございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 何かまた機会がありましたら、ぜひ積算して分かった時点で教えてください。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 120ページの9款3項1目の17節 備品購入費、管理用器具費ということで、これアクセスポイントを増やすということを聞いているんですけども、これもう少し詳しく教えていただきたいということと、ちょっと関連のことなんですけれども、現在小・中学校で各教室にはパソコンのインターネットがWi-Fiでつながっていると思うんですけども、例えば30人から40人同時にインターネットでつなげると、かなり速度が遅くなって固まってしまうということを聞いているんですけども、今現在改善されているのか、これから改善していくのか、対策のほうをお聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

中学校費の学校管理費、備品購入費の管理用器具費でアクセスポイント5基を設置させていただきました。設置場所につきましては、音楽室、美術室、職員室、会議室、多目的室でございます。これは学校保健特別対策事業交付金を活用して設置をいたします。

それで、あと1人1台パソコンを配備しまして、確かに各クラス30人、40人が一気に使用した場合に遅れるというような症状になったのではないかとということで、確かに全学年タブレットを配付しまして、12月の下旬以降にTeams等の初期設定及びインターネットの検索をする際に回線が逼迫しまして、授業に支障をちょっと来したことがございました。また、タブレットと校務用パソコンを同時にネットワークを使用したことから、学校にもちょっと支障を来したことがありましたが、その2点につきましては、既にインターネットの回線につきまして

はプランの変更を行いまして、今まで4校ともCCNさんの110メガバイトの回線契約をして
おりましたが、光1ギガバイトの回線に変更しまして、そういったことは解消しておりますし、
ネットワーク環境の増強といたしまして、光1ギガバイトの対応できる校内のルーターも更新
しまして、今はそういったことはございません。全て解消しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

一般質問でもさせていただいたんですけれども、やはり来年から教科書が変わって、2次元
コードを使うということもあると思いますので、でも解消されたということを知りましたので
安心しました。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を
許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑

を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後1時48分

